

令和 年 月 日

保 護 者 様

川 原 保 育 園

出席停止のお知らせ

お子さんは、感染症に罹患しましたので、医師の登園許可ができるまで出席停止となります。
医師と相談のうえ適切な処置を取られるよう通知します。

保育園等で予防すべき主な感染症の種類と出席停止期間の基準

- ・ 麻しん・・・解熱した後3日経過するまで
- ・ 風しん・・・発しんが消失するまで
- ・ 水痘・・・すべての発しんが痂皮化するまで
- ・ 流行性耳下腺炎・・・耳下腺、頸下腺、又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
- ・ 結核・・・医師により感染の恐れがないと認められるまで
- ・ 咽頭結膜熱・・・発熱、充血等の主な症状が消失した後2日を経過するまで
(プール熱)
- ・ 流行性角結膜炎・・・結膜炎の症状が消失するまで
- ・ 百日咳・・・特有の咳が消失するまで、又は適正な抗菌性物質製剤による5日間の治療が終了するまで
- ・ 腸管出血性大腸菌感染症・・・医師により感染の恐れがないと認められるまで
(O157、O26、O111等)
- ・ 急性出血性結膜炎・・・医師により感染の恐れがないと認められるまで
- ・ 侵襲性髄膜炎菌感染症・・・医師により感染の恐れがないと認められるまで
(髄膜炎菌性髄膜炎)

※ ただし、症状により園医その他の医師において感染のおそれがないと認めた時は
この限りではありません。

きりとりせん

証明書(意見書)

園名 川原保育園

児童名 _____ 年 月 日 生

病名 _____

上記の疾病で 月 日から 月 日まで療養中でしたが、主要症状が消退し
感染のおそれがないものと認めます。(学校保健安全法施行規則第19条の基準による)

年 月 日

医療機関名

医師名

印